

社会福祉法人天寿会定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) ケアハウスの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 生活困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（介護老人保健施設）の経営

(ホ) 老人介護支援センターの経営

(ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ト) 障害福祉サービス事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人天寿会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番地 1 に置く。

2 前項のほか、次の従たる事務所を置く。

(1) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 6

(2) 佐賀県多久市南多久町大字下多久字上ノ原 2118 番地 173

(3) 福岡県福岡市中央区梅光園 3 丁目 4 番 1 号

(4) 佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾 432 番地 8

第2章 役員及び職員

(役員 の 定数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第 6 条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から理事長が指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員 の 任期)

第 7 条 役員 の 任期は2年とする。ただし、補欠の役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員 の 選任等)

第 8 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員 の 報酬等)

第 9 条 役員 の 報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員 の 地位にあることのみによっては、支給しない。「勤務実態に即して支給する」こととされている役員報酬については、当法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理 事 会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求あった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

らない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び佐賀県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集し

なければならない。

- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 有料老人ホームだんらん建物

佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根、ルーフィング葺平屋建、1棟
(2,745.86 平方メートル)

(2) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 6 所在のだんらん敷地

(7,247.16 平方メートル)

(3) 佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番地 6 所在のだんらん敷地

(1,070.02 平方メートル)

(4) ケアハウス大地建物

佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 51,佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造銅板葺地下 1 階付 4 階建、ケアハウス大地、施設舎 1 棟
1 階 1,363.42 平方メートル 2 階 964.55 平方メートル
3 階 964.55 平方メートル 4 階 964.55 平方メートル
地下 1 階 133.30 平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、ポンプ室(22.00 平方メートル)鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建、集塵庫(3.00 平方メートル) 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、ポンプ室 (9.67 平方メートル)

(5) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 51 所在のケアハウス大地敷地

(3,720.52 平方メートル)

(6) 佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番地 1 所在のケアハウス大地敷地

(1,042.02 平方メートル)

(7) 介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ建物

佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番地 173,2118 番地 223 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建、介護老人保健施設、施設舎 1 棟
1 階 353.30 平方メートル 2 階 1,117.45 平方メートル
3 階 855.94 平方メートル 4 階 933.56 平方メートル
5 階 79.74 平方メートル

(8) 佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番地 173 所在のケアハイツやすらぎ敷地

(2,282.70 平方メートル)

(9) 佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番地 223 所在のケアハイツやすらぎ敷地

- (163.40 平方メートル)
- (10) 佐賀県多久市南多久町大字下多久字上ノ原 2286 番地 24 所在のケアハイツやすらぎ敷地 (648.04 平方メートル)
- (11) 佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番地 64 所在の宅地
(162.31 平方メートル)
- (12) 福岡県福岡市中央区梅光園 3 丁目 500 番地 3 所在の特別養護老人ホーム梅光園敷地
(3,589.59 平方メートル)
- (13) 福岡県福岡市中央区梅光園 3 丁目 500 番地 7 所在の特別養護老人ホーム梅光園敷地
(641.47 平方メートル)
- (14) 特別養護老人ホーム梅光園建物
福岡県福岡市中央区梅光園 3 丁目 500 番 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建
特別養護老人ホーム梅光園、園舎 1 棟
(8,382.96 平方メートルの内 5,364.05 平方メートル)
- (15) 佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番地 18 所在の駐車場敷地
(1,091 平方メートル)
- (16) グループホームつばき建物
佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾字古野 380 番 8 所在の鉄骨造かわらぶき平屋建
グループホームつばき、施設舎 1 棟
(376.17 平方メートル)
- (17) 特別養護老人ホーム天寿荘建物
佐賀県多久市北多久町大字小侍 647 番地 2、504 番地 2、640 番地 1、647 番地 13 所在の
鉄骨造 3 階建、特別養護老人ホーム天寿荘、荘舎 1 棟 (4,866.82 m²)
- (18) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 501-1 所在の天寿荘敷地 (746 m²)
- (19) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 501-8 所在の天寿荘敷地 (453 m²)
- (20) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 501-10 所在の天寿荘敷地 (165 m²)
- (21) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 501-13 所在の天寿荘敷地 (104 m²)
- (22) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 501-14 所在の天寿荘敷地 (8.84 m²)
- (23) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 501-15 所在の天寿荘敷地 (9.08 m²)
- (24) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 504-1 所在の天寿荘敷地 (200.32 m²)
- (25) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 504-2 所在の天寿荘敷地 (326 m²)
- (26) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 510-66 所在の天寿荘敷地 (101 m²)
- (27) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 640-1 所在の天寿荘敷地 (1,677.53 m²)
- (28) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 647-2 所在の天寿荘敷地 (2,213.66 m²)
- (29) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 647-8 所在の天寿荘敷地 (38 m²)
- (30) 佐賀県多久市北多久町大字小侍 647-13 所在の天寿荘敷地 (107 m²)

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第28条に掲げる公益を目的とする事業及び第30条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(財産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 有料老人ホームの経営
- (3) 診療所の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 収益を目的とする事業

(種別)

第30条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 屋根貸し事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第31条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第7章 解散及び合併

(解 散)

第32条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第34条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、九州厚生局長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第35条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、佐賀県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、社会福祉法人天寿会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第37条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 諸 限 正 剛
理 事 別 府 才 市
理 事 今 泉 洋 太 郎
理 事 幸 地 一 郎
理 事 不 二 見 達 朗
理 事 諸 限 博 子
監 事 黒 岩 義 光
監 事 梶 原 三 七 郎

附 則

- この定款は昭和52年 9月19日より施行する
- この定款は昭和57年 2月10日届出により施行する
- この定款は昭和59年11月28日より施行する
- この定款は平成 元年 2月 8日より施行する
- この定款は平成 元年10月 4日届出により施行する
- この定款は平成 3年 5月31日より施行する
- この定款は平成 5年 9月27日より施行する
- この定款は平成 9年11月21日より施行する
- この定款は平成10年 3月18日より施行する
- この定款は平成11年 7月12日より施行する
- この定款は平成11年 9月24日届出により施行する
- この定款は平成12年 2月23日より施行する
- この定款は平成12年 6月 9日より施行する
- この定款は平成13年 1月31日届出により施行する
- この定款は平成13年11月21日より施行する
- この定款は平成15年 3月 5日より施行する
- この定款は平成15年 6月 3日より施行する
- この定款は平成16年 8月10日より施行する
- この定款は平成17年 6月10日より施行する
- この定款は平成18年 3月17日届出により施行する
- この定款は平成18年 8月18日より施行する
- この定款は平成18年11月17日より施行する
- この定款は平成19年 3月15日より施行する
- この定款は平成19年11月 9日より施行する
- この定款は平成20年 5月23日より施行する
- この定款は平成22年11月17日より施行する
- この定款は平成23年 5月23日より施行する
- この定款は平成25年 3月29日より施行する
- この定款は平成26年 8月19日より施行する
- この定款は平成27年 8月19日より施行する
- この定款は平成27年 9月 1日より施行する
- この定款は平成28年 3月25日より施行する
- この定款は平成28年 9月 9日より施行する

定 款 細 則

(理事長専決事項)

理事長専決事項については、社会福祉法人天寿会 定款10条の「日常の業務として理事会が定めるもの」について次のように定める。

1. (施設長の任免その他重要な人事)を除く職員の任免
2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
4. 設備資金の借入にかかる契約であって予算の範囲内のもの。
5. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
6. 基本財産以外の固定資金の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大に影響があるものを除く。
7. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても修理に耐えられないと認められる物品の売却又は廃棄。
8. 予算上の予備費の支出
9. 入所者、利用者の日常の処遇に関すること。
10. 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
11. 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。